

国家神道

とは

なにか

愛媛県玉串料訴訟に対する最高裁の違憲判決が象徴するように言葉だけが先走って、実態が知られていない「国家神道」についてのシンポジウムが、「政教関係を正す会」の主催の下に、「日本近代の国家と宗教」と題して都内で開かれた。学界における最新の研究やマスコミでの認識を踏まえて、その実体を論じあったことを、以下に詳報する。

なお、出席者の略歴はつぎの通りである（年齢順）。

【司会】

阿部美哉氏——昭和十二年生。東京大学

文学部宗教学科卒。クレアモント大学院

大学修了（哲学博士）。文化庁宗務課専門

職員、愛知学院大学教授等を経て現職。

著書『政教分離』（サイマル出版会）。

【パネリスト】

国学院大学日本文化研究所所長

阿部美哉

新聞記者

高橋 紘

国学院大学日本文化研究所教授

大原康男

神奈川大学教授

中島三千男

日本大学法学部教授

百地 章

国学院大学教授

阪本是丸

高橋 紘氏——昭和十六年生。早稲田大学

法学部卒。著書『天皇家の仕事』（文

春文庫）、『象徴天皇』（岩波新書）。

大原康男氏——昭和十七年生。京都大学

法学部卒。国学院大学大学院神道学専攻

博士課程修了。著書『神道指令の研究』

（原書房）、『忠魂碑の研究』（暁書房）、

『詳録・皇室をめぐる国会論議』（展転

社）。

中島三千男氏——昭和十九年生。京都大学文学部史学科卒。同大学院博士課程修了。著書『天皇の代替りと国民』（青木書店）。

百地 章氏——昭和二十一年生。静岡大学人文学部卒。京都大学大学院法学研究所修士課程修了。愛媛大学教授を経て現職。著書『憲法と政教分離』（成文堂）、『政教分離とは何か——争点の解明』（成文堂）。

阪本是丸氏——昭和二十五年生。国学院大学文学部卒。同大学院文学研究科修士課程修了。著書『国家神道形成過程の研究』（岩波書店）。

阿部 「国家神道」という言葉は、一九一〇年（明治四十三年）頃に初めて出てきます。B・H・チェンバレン（英国の日本学者）の『新しい宗教の創造』という書物がその始まりです。この言葉がD・C・ホルトム（米国の神道学者）を経由してアメリカ占領軍の中に入り、そして神道指令に導入されました。

戦後の日本では、この「国家神道」が

極めて遺憾なものとして捉えられ、また戦前の日本の「超国家主義の塊」と解釈され、ことに村上重良氏（宗教学者）や宮澤俊義氏（憲法学者）などの議論によって通説となつています。

一方で、そのような議論は事実に戻るのであり、「国家神道体制」というものは神社神道から宗教性を剝奪して日本型の政教分離を構築したのだという見解もあります。

その認識の差が、現在、愛媛玉串料訴訟の最高裁判決や、その他の政教関係訴訟の中に常に現れて、合憲性の判断に直接結びついているのではないかと思われるので、「国家神道」について歴史的事実を明らかにすることが必要ではないでしょうか。「国家神道」とか「国体」「天皇制」というものの認識のしかた、見方にとどのようなものがあり、何が問題なのかを明らかにしていきたいというのが本日のシンポジウムの趣旨であります。

阪本 「国家神道」に対する一つの象徴的な見方、つまり「遺憾なもので超国家主義の塊」とするような村上重良氏や

宮澤俊義氏の見方は、現在でも法律の一般的な参考書にもあたりまえのように取り上げられています。それに対して、ただそのような一方的な見方だけで良いのか、まず事実を踏まえて、概念をきっちり決めて論議しようとする見方が出てきました。いわゆる「国家神道」と「国家神道体制」を区別して考えようという提案です。

今までは、「国家神道」と「国家神道体制」を混同したり、さらに天皇制イデオロギーあるいは戦前の思想的・政治的運動などと祭祀や国家による神社管理の問題など、行政的な面もごちゃ混ぜになって論議されてきた傾向があります。そこを整理して、ある意味では「狭義」と「広義」の問題に分けていかなければ、愛媛玉串料訴訟の最高裁違憲判決に見られるような裁判官の個人的な国家神道観がまかり通つてしまいかねません。二十年前、今回の愛媛判決とは違つて合憲ではありましたが、今回と全く同じ国家神道観を示した津地鎮祭訴訟の最高裁判決が出た当初から、私はこの点を指摘して

きました。

このシンボジウムで、「国家神道」という用語、そしてそこに立脚する誤解を少しでも解ければと思います。

中島 私は、阪本さんとは逆に、「国家神道を批判的に見る立場」に立っています。愛媛玉串料訴訟最高裁判決についても、大枠としてあの違憲判決は正しいと考えています。

まず「国家神道」とは、近代日本が国民国家を形成する過程において、天皇及び国家の権威と正当性を広めるために、政府の法令によって、宗教に非ざる国家の祭祀として再編された、国家と特別な関係を持った神社・神道であり、そしてここが大きな論点になると思いますが、「国家神道」といわれるものが戦前の「国体論イデオロギー」の核心をなしたと考えています。

先ほど、「国家神道」と「国家神道体制」を分けて考えるという事が出来ました。私、私もこれを分けて考えてみます。とりあえず国家と宗教とに限定してみますと、「国家神道体制」とは、この「国

家神道」を頂点として、その下に神道

(教派神道)・仏教・キリスト教の文部省所管の公認宗教といわれる三教、さらにその下に類似宗教・宗教結社といわれ内務省の取り締まり対象となった宗教、この三層構造を持ったものと考えます。

こうした理解は、従来の村上重良氏の家神道理解と交わりないと思われるでしょうが、私は以下の点を指摘しておきたいと思います。

村上氏は「神社あるいは神道が国家と結びついて優遇された」としますが、私はそれは考えません。むしろ「国家神道」となることにより、神社・神道が大きく改変させられてしまったという意味では、神社神道は一番の被害者であったと言ってもよいと思います。

次に「仏教・キリスト教は抑圧された」という村上氏の主張に対しても、仏教・キリスト教は公認宗教として「監督」はされたが、政府の「保護」を受け、さまざまな「特権」を与えられ、全体として、天皇制及びその国家を支える上で巨大な役割を果したという側面もあると思

います。

では、なぜ「国家神道」というものができたのかという問題ですが、「国家神道」あるいは「国家神道体制」というのは、政治の産物だと考えます。つまり、近代の論理、国家と宗教の関係でいえば政教分離とか信教の自由というものを、それなりに苦心して取り込んだシステムだったといえるでしょう。

また村上氏は、「国家神道」を明治維新から一九四五年(昭和二十年)まで一貫したものとして、それを——形成期・教義的完成期・制度的完成期・ファシズム的国教期——の四つの段階に分けて広く捉えています。しかし私は、「国家神道」というものをもう少し狭義に、限定的に使った方がいいと考えています。つまり、神道国教化政策期・国家神道体制期・ファシズム的国教期の三つの段階として考える。そして国家神道体制期というのは、帝国憲法がまがりなりにも機能していた時期の政教関係と考える、というものです。このあたりは多分、阪本さんと少し共通するところではなから

います。

ただ「国家神道」の評価については、阪本さんの「超国家主義、侵略主義、軍国主義のイデオロギー」とは縁が薄く、また無力であった」という主張とは違って、戦前の国家体制、社会の中で大きな役割を果たしていたと考えます。

それでは、「国家神道体制」の中で、信教の自由があったのかという問題ですが、それは神社神道を含めて、仏教にもキリスト教にも限定的であった。すなわち、天皇・皇室、これは国体と言ってもいいのですが、これに触れない、抵触しない限りにおいて信教の自由を認めるという形をとり、キリスト教も仏教もそこには深入りしない、国家もそこまでは追いつめない、という両者の妥協の産物・両者のバランスの上に乗っかっていったものであったといえます。この妥協・バランスが崩れたのが、ファシズム的国教期です。

宮内庁の過敏な反応

百地 「国家神道」をどのように見ることがという基本的立場については、私もイデオロギーではなくてあくまで「制度としての国家神道」に限定すべきだと考えます。私の専門に即していうと、「国家神道」は訴訟などの政教分離問題に絡んで浮上して来ますので、やはり制度に限定しなければ混乱するだけです。

次に「国家神道」の評価ですが、当時の国際社会から見ると、日本が採用した政教関係はそれほど特異なものであったとは考えられませんが、「国家神道」が問題となる時代、すなわち十九世紀後半から二十世紀前半という時代を見ると、世界のほとんどの国が、国教制または公認教制（国教は認めないが、いくつかの宗教を公認して保護する制度）を採用し、政教分離制を採用しているのはアメリカなどごく限られた国だけでした。

明治憲法の下では、伊藤博文らは国教を認めないという立場に立ち、神社神道是非宗教とされた上で公法人として扱われ、さらに神・仏・キの公認教も存在したわけですから、当時の日本は基本的に

は公認教の体制にあったと思います。ただ、当時の学界の中では、政教分離制と解する説が最も有力で、国教制と解した説はむしろ極めて少数でした。その少数の中に美濃部達吉博士、昭和十七年以降の宮澤俊義教授の説が含まれています。

また、明治憲法の下では、信教の自由に対する様々な侵害や圧迫があったとの指摘ですが、たしかに当時、問題があったことは事実です。ただし、この点についても当時の欧米社会と比較してみると、点も必要だと思えます。欧米各国では、例えば信仰によって公務員への就任が制限されていたケースも多々ありましたし、国教国や公認教国ではそれ以外の宗教に対する弾圧・迫害も当時はまだ行われていました。また、わが国では禁止されていた宗教教育でさえ、当時の欧米各国では当然のこととして公立学校で行われていました。一体どちらの方が信教の自由が制限されていたでしょうか。

このように、我々の目から過去の歴史をいわば縦軸方向のみでただ断罪するのではなく、当時の欧米先進国との比較つ

まり横軸からも「国家神道」というものを再評価してみようというのが、私の基本的な立場です。

高橋 私は、昭和四十九年から五十一年まで宮内記者会に在籍し、それ以降も皇室の取材を続けています。このような経験から天皇、宮中祭祀と公務員の関わり方あるいは公費の支出の仕方などについて述べることにします。

去る十一月二十三日、宮中で新嘗祭がおこなわれました。ここには首相、閣僚、衆参両院の正副議長、最高裁長官・判事、国会図書館長、内閣法制局長官などが出席します。戦前の宮中の祭りは公的なもので、昭和二十二年までは式部長官からの招待でしたが、新憲法下では天皇家の私的行事となり、掌典長の名前で案内を出しています。私も記者会時代に、当時の宇佐美宮内庁長官にお願いで参列したことがあります。真つ暗な中に庭火が焚かれ、白い着物を召された昭和天皇と皇太子殿下、今の天皇陛下が進まれる。本当に森厳な伝統に根差した祭りです。

ところで、宮内庁というところは、こうした宮中祭祀などの政教分離の問題に過敏なほどの反応を示します。

例えば、毎朝の御代拝は、天皇に代わって侍従が宮中三殿にお参りするのですが、昔は装束を着け、馬車で三殿に行き、木階の上から参拝していました。ところが昭和五十一年、国会で政教分離問題として取り上げられると、それ以降はモーニングを着て自動車で行き、庭上からお参りするように改めました。また、天皇が外遊する場合には、伊勢の神宮に代拝と言って、天皇の代わりに侍従が参拝していたのですが、これも問題になると侍従をやめて公務員ではない掌典に代わりました。

宮内庁では基本的に、宮中祭祀などの天皇家の私事については、公開しないことを原則としています。しかし最近、これが崩れてきたのではないかと感じています。しかもこれには、神社界の運動が大きく関わっていると思います。

例えば、「剣璽動座」の問題です。剣璽とは三種の神器のうちの剣と勾玉のこ

とですが、戦前は天皇が外で一泊以上する時は、剣璽が天皇とともに動座して行きました。しかし、戦後の混乱期に取りやめとなっていました。それを復活しようという運動が神社界などから起こり、昭和四十九年の伊勢の神宮への行幸時に復活しました。しかし、その時は侍従が隠すように持って移動していたものが、平成の即位の礼では堂々とテレビに映し出されました。

また、平成五年に行われた二十一年に一度の神宮の式年遷宮に際して、その九年ほど前に昭和天皇から着手するようにとのお言葉があり、国民からの募財に先だって御内帑金——金一封が出されています。つまり、戦前の天皇主体の式年遷宮の形に近づきました。

さらには大嘗祭の問題です。昭和五十四年には、当時の真田内閣法制局長官が大嘗祭には神式の儀礼が含まれ国が行うことは許されないと、この違憲論を国会で述べていますが、平成の即位礼が近づくと宗教性を薄めるような政府の見解が出て、公費である宮廷費で実施されまし

た。神社界からの発言も非宗教的なものである、としています。

こう見てきますと天皇家がプライベートでやって来たことが、公になって行く様子がわかります。

ただ公にして公費を出して行うことになったために、それに対して訴訟や争い事が起こる。一世一代のお祭りである大嘗祭が公のものとなったため、政教分離裁判の対象になったというのは非常に残念だと思えます。

「国家神道イコール神社
神道」という誤り

大原 「国家神道」という言葉が市民権を得たのは、占領軍によって出された

神道指令以降のことです。その中に出てくる State Sinto が「国家神道」と訳されて一般化したものですから、まず神道指令を基に言葉の定義を考えるべきでしょう。神道指令の定義は、「日本の法令によって宗派・教派的な神道から区別された非宗教的なる国家的祭祀」というも

のです。しかし、神道指令の中には、これと矛盾する内容も出てきます。

その原因は、神道指令が教育の四大指令、「日本教育制度に対する管理政策」「教職追放」「神道指令」「修身、日本歴史及び地理教育の停止」の一つとして出されたことにある。教育の四大指令は、軍国主義と超国家主義の排除を目指した指令でしたが、神道指令にはこうした教育面とともに信教の自由などの宗教面が加わり、さらには神道指令の起草者の持っていた「国家神道イコール神社神道」という誤った考えが入ったため、さらに問題を複雑にしています。

神道指令の草案には、当初、祝祭日の改変や教育勅語の取扱いまでが含まれ、それらが削除された後も、なお「大東亜戦争・八紘一字」という言葉の使用停止など神道とは直接関係のないものが残されるなど、神道指令が混乱の産物であるがゆえに「国家神道」の定義まで混乱してしまっただけです。しかし、このような問題ははらみながらも、私は「国家神道」の定義はそのルーツである神道指令の定義を

第一におくべきだと思います。「国家神道」の問題はイデオロギー問題の以前に、憲法の政教分離原則の解釈に關してまず登場してくる。憲法学の多くの学説では、「憲法の政教分離規定は神道指令のいう厳しい政教分離を受け継ぐ」と單純に解していますが、決してそうではありません。指令を作成したCIE（民間情報教育局）の宗教課は厳しい分離を主張していましたが、教育課では修身に代わるものとしての宗教教育を積極的に進めようとした。ですから、GHQ（占領軍総司令部）全体の意向としても完全分離を目指すことが固まっていたわけではない。そして決定的なことは、憲法草案を作成した民政局スタッフの文書には

「国家と宗教の分離」という言葉はなく、「国家と教会の分離」すなわち「特定宗教との分離」という言葉が使われており、そうしたことから、現憲法の立法意図として指令の標榜する完全分離が継承されているとはとても考えられませんが、

最後に皇室祭祀について一言加えます。

す。神道指令の対象はあくまで神社神道であつて、皇室祭祀は枠外でした。国鉄の駅のしめ縄までが撤去された反面、鳥居のある山陵がそのまま国有財産になっている点からでも明らかです。

村上説の「皇室神道」プラス「神社神道」イコール「国家神道」というような説は、少なくとも神道指令によつて「国家神道」が一般化されたものであるとしたら、基本的に誤つています。

阿部 これまでの意見を整理しますと、一つ共通点があります。それは「国家神道」というものの概念の分け方で、**「広い立場」を取るか「狭い立場」を取るか**という点ですが、両者の違いはイデオロギーの問題を含むか、あるいは制度的な問題に限るか、ということだと思います。

大原 「国家神道」という言葉を使って論争をするのなら、やはり論者が共通の定義を共有するところから始めなければならぬ。そのためには神道指令の定義する内務省所管の神社の国家管理とい

う制度と、文部省所管の修身・歴史教育や教育勅語などのイデオロギー面は、厳密に区別すべきでしょう。

「国家神道」という言葉でイデオロギー問題まで含めて、それぞれが好き勝手な定義を使つていては生産的な議論はとてできないと思います。

高橋 先ほど三点の指摘をしました。が、剣璽の動座や内廷費から御内帑金を支出した神宮の問題については別に批判しているわけではありません。

問題は嘗祭についてです。公費である宮廷費から公金を支出した結果として騒ぎがおこりました。福沢諭吉は『帝室論』の中で、皇室は「春の如く飴の如く、どこの人、どの立場の人からも愛され、等距離」であるべきだと言っていますが、皇室のことが国民同士の争いになるのは好ましくありません。

それと同様、靖國神社の問題も、公式参拝とかA級戦犯問題で騒ぎになり、中国や韓国まで巻き込む外交問題となつています。天皇であれ首相であれ、皆が納得できるように参拝するためには、とて

かく政争の具にしないことが基本ではないかと思ひます。

百地 「国家神道」の問題が、専ら訴訟などの政教分離問題に絡んで浮上して来ることは先ほど申し上げましたが、私が「国家神道」を制度面に限定して定義すべきだと考える理由はまさにここにあります。政教分離とは言うまでもなく制度の問題であり、そこにイデオロギーまで持ち込むと議論が非常に混乱します。

これまでの政教訴訟の判例の中では、様々な国家神道理解がなされていますが、「国家神道は、戦後消滅した」との認識ではほぼ共通していたと思ひます。

「国家神道」を制度として考える限り、これは当然でしょう。しかし、今回の愛媛玉串料判決では「国家神道は復活の恐れがある」との認識が背景にあるようです。そのために、神社との結び付きに限って厳しい目を向けようとする様子が窺えます。

それと厳格な政教分離を主張する立場には、必ず矛盾が生じます。裁判の原告は、神社が絡むと五千円程度の公金支出

でも政教分離違反だと主張するのですが、宗教系私立学校への億単位の助成には、それによって宗教家が育成されていようと問題にはしません。この点を突かれると、政教裁判で厳格分離を求める原告の最後の拠り所は、誤解と偏見にみちた「国家神道」しか残らないわけです。

そういう意味でも、政教分離解釈にあつての「国家神道」認識は非常に重要な意味を持っています。だからこそ「国家神道」の実証的研究が必要です。

他人事のような主張

中島 制度とイデオロギーを区別して考えるということは、研究の順序としては理解できますが、その意図がよくわかりません。超国家主義とか軍国主義には、やはりイデオロギーの問題が絡んでいましたから、「国家神道」が成立する過程においてもそれはいつも重なつていて、それをどうしても絡めて考えざるを得ないのです。

戦前のイデオロギーとして「国体」という考え方がありと思ひますが、その国体の核心部分を作る上で、「国家神道」の果たした役割は、巨大なものだったと思ひます。教育勅語や治安維持法など戦前の国家を支える色々な体制がありますが、そういったものが機能する上で、「国体」イデオロギーの核としての「国家神道」は非常に大きな役割を果たしたと考えています。

阪本 このシンポジウムが開かれる直接のきっかけは、四月二日の愛媛玉串料訴訟最高裁判決です。その判断そのものはさておき、最高裁の「国家神道」に関する理解が津地鎮祭訴訟から二十年間、何も変わっていない。そこが大きな問題だと思ひます。「明治維新以降、国家と神道が密接に結びついて、様々な弊害をもたらした」と最高裁は言いますが、この場合の「国家」とは何か、「神道」とは何かは全く明らかにされていません。中島さんは、「神社神道」がもし国家と関わらなければ、あれほどの国体論を推進できたのかと「国家神道」の役割を

大きく評価されました。これに対して私は、確かに国家が神社を管理していたが、制度としてはさして優遇もされていなかったし、神社や神職もさほどの力は持っていなかったと、狭義の「国家神道」については評価できると思っています。

しかし、それだけではなくて、広義の「国家神道体制」の評価については、中島さんの問題提起も非常に重要です。教育勅語とか治安維持法、あるいは不敬罪というのは、制度であると同時にイデオロギーなんです。特に昭和十年代に入ってからの一時期、それらを拡大解釈した、様々な宗教団体に対する弾圧には大きな問題があったと思っています。昭和十三年に起こった大阪憲兵隊によるキリスト教会への権限外の宗教面への干渉などは明らかに行き過ぎです。

私は何も戦前を美化するわけではありませんし、制度として「国家神道」を論じ、あるいは神道の力を矮小化して済むとも考えていません。

しかし、最高裁の判決文には「様々な

弊害をもたらした」と記されているのみで、何も具体的な指摘がない。自分達の文学的感性のみで「国家神道」を断罪し、判決を下していることが、はたして最高裁として適当なのかと感じます。

阿部 「国家神道」の問題に密接なものと、政教分離に関する訴訟が、現在までに数多く起こされています。これに関連してご意見をお願いします。

大原 政教関係訴訟は、昭和四十年の津地鎮祭訴訟から、現在審理中のものを含めて三十件を超えています。最初の津地鎮祭訴訟はイデオロギー的色彩が比較的少ないものでしたが、それ以降のものは、イデオロギー的・宗教的動機に基づいて訴訟が起こされ、原告側が司法を政治的に利用した例が多いですね。それは世間の耳目を集め、ジャーナリズムに大きく取り上げられるからです。

今回、最高裁が愛媛玉串料訴訟に違憲判決を下した背景には、その事実認定のいう「国家神道が事実上の国教として強制された」とのイメージが、法的な心証形成以前に予断的に裁判官の頭の中にあ

ったと考えざるを得ません。少なくとも裁判官には、「国家神道」は本当に「国教」であったのかということ、あるいは大日本帝国憲法第二十八条には「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とありますが、その「臣民タルノ義務」の中に神社信仰の義務が果たして含まれていたのか、ということを実証的に問い直すような問題意識はなかったという気がしました。

百地 「臣民タルノ義務」について、戦前の学者で神社崇敬の義務があると解釈していた人は殆どいません。ただ特異な例として、宮澤俊義氏が昭和十七年に『憲法略説』の中で「義務」の中には神社崇敬の義務もあるんだという解釈を述べています。ところが宮澤氏は戦後、このような解釈を引き合いに出して「信教

の自由は憲法の規定があるにも関わらず十分確立されていなかったのである」と他人事のように批判するのです。これには学者のあり方として疑問を感じるのですが、これが戦後、東大の権威ある教授

の解釈として、裁判官にも大きな影響を与え続けていると思います。

「国家神道」の研究は
今日でも大きな課題

中島 百地さんが主張するように、「現代の価値観念で過去を断罪してはならない」というのも一つの真理ですが、その学者が生きている時代の価値観から抜け出すことはできないということも一つの真理だと思います。また歴史学というものは、現在そして未来を考えるためにある、ということもあります。おそらく村上重良氏と私の考え方の違いは、村上氏と私の生きた時代の違いであり、もっ

と若い世代の人たちの「国家神道」論も変わってくると思います。

その意味からいうと、「国家神道」もその時代の一つの選択肢であったし、神道以外の仏教・キリスト教もあえてそれを望んだという側面があります。ただ、それを現在の観点から見るとよかつたとか、信仰の自由が全く保障されていたというふうには言えないと思います。

政教分離の裁判を通して見ると、私は原告の立場に立っています。神社神道に対する誤解が強いのと思います。これは誤解している方にも、あるいは誤解されている方にも責任があると思います。

やはり神社神道の側において、戦前の宗教弾圧の問題、あるいは植民地、占領

地に海外神社をつくり、朝鮮人あるいは中国人、台湾人などに神道信仰を広めようとしたことなど、一九三〇年代以降の国家と宗教のあり方をきちんと解決していかない点が、何か「国家神道」が復活し、軍国主義につながるのではないかと思われている一つの要因ではないでしょうか。少なくとも外から見ると、その思いを否定できません。

このような誤解を受けないよう、神社界が戦前を総括し、それを人々に理解してもらおう努力をすることが大事なことでないでしょうか。

大原 政教訴訟では、ほとんどが神道に関するもので、他の宗教が国や地方公共団体と関わった時は全く問題にしな

い。たとえば東京都慰霊堂での仏式慰霊行事や、国立大学の医学部が営む献体者への仏式慰霊祭、屠殺場や衛生研究所の仏式動物慰霊祭などは問題にされたことがない。

このことにつながりますか、先程、中島さんから、戦前の体制として、国家神道を頂点としてその下に神(教派神道)・仏・キの三教があり、その下に類似宗教があるとの説明がありました、ある面では仏教は国家と結合して特殊な地位を占め、社会的影響力は非常に大きかった。たとえば戦前の刑務所の教誨活動は仏教が独占していたし、従軍僧侶はもとより、大陸の占領地での宗教的宣撫活動はほとんど僧侶によって行われています。

ですから、近代日本の国家と宗教を語るには、「国家神道」だけでなく、仏教の特別な地位にも注目すべきです。もちろん、現在仏式で挙行されている行事を止める、と言っているわけではありません。ただ「国家仏教」ともいえるべき補助線を引かないと、戦前の国家と宗教の関

係の正しい理解はできないだろうということ。です。

高橋 中島さんが「神社界は誤解されている」と言われましたが、私もそれは強く感じます。国旗・国歌、紀元節、元号から大嘗祭などのイデオロギー関連の問題で、神社界が静かに主張しても、右翼の街頭宣伝と似たように見られる。一方、政教分離の訴訟でも、天皇と神道に関わるものが圧倒的に多い。これは非常にマイナスです。

大嘗祭については先ほども申しましたが、公費で行ったことよってマスコミが入り、テレビに映し出され、神聖さを失うような事態を招いた。これは良いことだったのかどうか。

阿部 「国家神道」とは何かと考えると、歴史的にも法制的にも、あるいは宗教学的にも、大きな問題があることが示されて参りました。アメリカ占領軍は「国家神道」に日本人の国体観やイデオロギーの根源を見て、これを潰さなければならぬものだと考えたわけ

です。それだけ強いものであったということの証明でもあります。

神道ことに神社神道がおどろおどろしいものように誤解されていること、歴史的、社会的認識の面で課題をかかえていることがはつきりしました。

また「国家神道」が問題になった時代には、欧米諸国の大半が国教制あるいは公認教制であった中で、問題はあったにしても政教分離制であり、決して遅れた制度ではなかったことも明らかにされました。

また、国民統合の象徴であらせられる天皇陛下に関して伝統的・秘儀的な儀式が公けにされ、公費支出されるようになったために皇室のことが国民間の争いになってしまおうという残念な問題も指摘されました。

そういう意味においても「国家神道」の研究は今日でも大きな課題であって、違う意見の方々も広く含めて、真剣に取り組まなければならないということが明らかになったと思います。